

③ 選定委員会の構成について（意見）

白馬ジャンプ競技場の指定管理者候補者の選定は非公募で行われている。施設の特性を考慮すると非公募とすること自体は妥当であり、指定管理者候補者を白馬村としたことも適切な対応だったと考える。ただし、指定管理者候補者選定のために設置された選定委員会のあり方については、今後見直しが必要である。

平成 21 年度から開始される指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定の際に、選定委員会を設置しているが、この選定委員会の構成メンバーは 6 人全員が県教育委員会事務局の職員であった。白馬村を前提として指定管理者候補者を選定するとしても、選定のプロセスに外部者を交え、外部者の立場からの意見を聞くことは、今後、施設の運営を図っていく上でも有用と考える。

次回の指定管理者候補者選定の際には、選定委員会のメンバーに外部者を加えることが望ましい。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 指定管理者による事業報告（月例、年度）及び県によるモニタリングの状況

県は年 5~6 回、現地調査に併せてヒアリングを実施している。また、事業年度終了後、事業報告（収支結果報告含む）を入手している。

② 施設の大規模修繕計画及び更新計画（修繕等計画）について

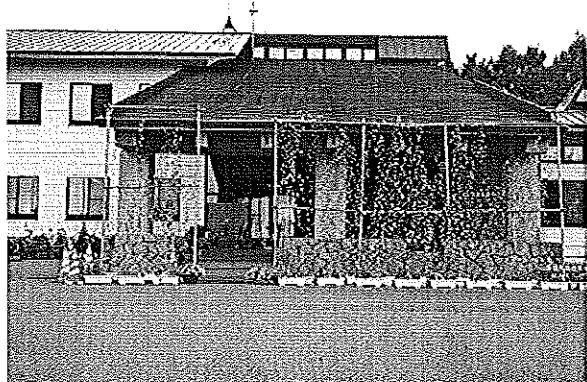
平成 21 年度～22 年度に劣化が著しい箇所を中心に改修工事を実施している。現状においては大規模修繕計画・更新計画はない。

第8章 青年の家

1. 施設の概要

(1) 須坂青年の家

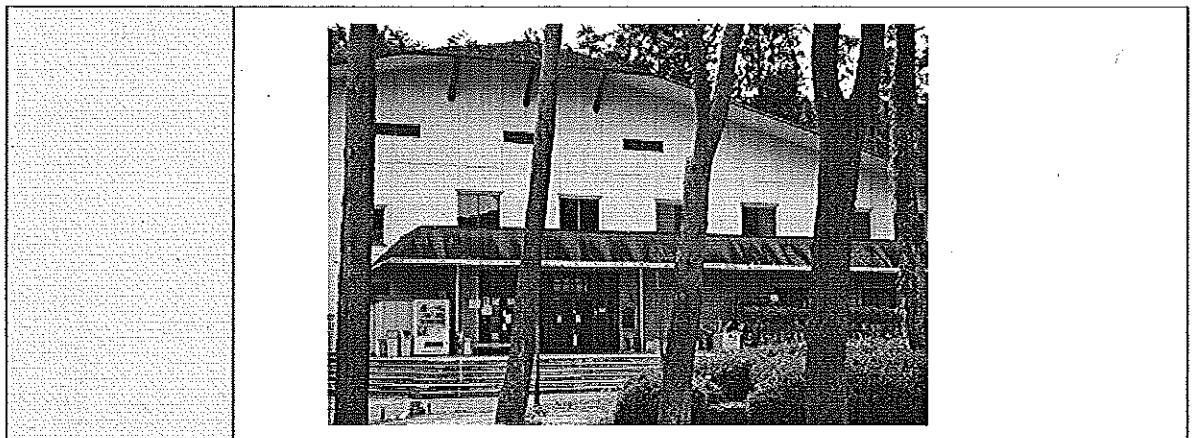
住所	長野県須坂市大字仁礼字峰の原 3153-784																																								
設置年月	昭和 57 年	根拠条例等	長野県青年の家条例																																						
設置目的	青少年に団体宿泊訓練を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的な各種の教育事業を行うため設置する。																																								
施設の内容	<p>◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造2階建 2,393.88 m² 研修室：3室（大研修室120人、中研修室70人、小研修室40人） 宿泊室：20室（和室10室、洋室10室）、宿泊定員120人 その他：食堂、浴室、談話室、保健室、乾燥室、事務室、宿直室 等</p> <p>◇体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 690.00 m² バスケットボールコート1面、バレー・ボーラー・コート2面 ほか</p> <p>◇グラウンド 約7,000 m²（ソフトボール、サッカーボール等）</p> <p>◇野外施設 キャンプ場（炊事場、水洗トイレ）約4,000 m²：宿泊定員125人 野外ステージ、憩いの広場 約4,000 m²</p>																																								
利用料金	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">1 宿泊施設</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>25歳以上の者 1人1泊について 900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について 600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について 300円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">2 キャンプ場</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>25歳以上の者 1人1泊について 300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25歳未満の者 1人1泊について 200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小・中学生 1人1泊について 100円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">3 研修室及び体育館</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>午前9時から 正午まで</td> <td>午後1時から 午後4時まで</td> <td>午後5時から 午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1室について 300円</td> <td>1室について 300円</td> <td>1室について 300円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> </table> <p>（備考）宿泊を伴わない利用について適用する。</p>			1 宿泊施設		区分	金額	一般	25歳以上の者 1人1泊について 900円		25歳未満の者 1人1泊について 600円		小・中学生 1人1泊について 300円	2 キャンプ場		区分	金額	一般	25歳以上の者 1人1泊について 300円		25歳未満の者 1人1泊について 200円		小・中学生 1人1泊について 100円	3 研修室及び体育館		区分	金額				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで	研修室	1室について 300円	1室について 300円	1室について 300円	体育館	900円	900円	900円
1 宿泊施設																																									
区分	金額																																								
一般	25歳以上の者 1人1泊について 900円																																								
	25歳未満の者 1人1泊について 600円																																								
	小・中学生 1人1泊について 300円																																								
2 キャンプ場																																									
区分	金額																																								
一般	25歳以上の者 1人1泊について 300円																																								
	25歳未満の者 1人1泊について 200円																																								
	小・中学生 1人1泊について 100円																																								
3 研修室及び体育館																																									
区分	金額																																								
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで																																						
研修室	1室について 300円	1室について 300円	1室について 300円																																						
体育館	900円	900円	900円																																						

開所日	休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の翌日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
開所時間	午前 9 時から午後 8 時まで。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 菅平高原の中に立地し、付近にはペンションやホテル、スキー場などがある。一年を通じてレジャーを楽しめる場所であることが長所といえる。宿泊施設として周辺のペンション等と競合するため、少人数の利用ではなく、10 人以上の団体の利用を前提としている。 ○ 菅平高原はスポーツの合宿地でもあるため、類似施設としては、学校等の合宿所がある。 

(2) 松川青年の家

住所	下伊那郡松川町大島 2750-284		
設置年月	昭和 53 年	根拠条例等	長野県青年の家条例
設置目的	青少年に団体宿泊訓練を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的な各種の教育事業を行うため設置する。		
施設の内容	<p>◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 $1,732.83 \text{ m}^2$ 研修室：3 室（大研修室 100 人、中研修室 50 人、小研修室 30 人） 宿泊室：14 室（和室 6 室、洋室 8 室）、宿泊定員 100 人 その他：食堂、浴室、談話コーナー、保健室、事務室、宿直室 等</p> <p>◇体育館 鉄筋コンクリート造平屋建 694.87 m^2 バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面 ほか</p> <p>◇グラウンド 約 $10,000 \text{ m}^2$（ソフトボール、サッカー等）</p> <p>◇野外施設 $23,703 \text{ m}^2$ キャンプ場（炊事場、水洗トイレ付）：宿泊定員 150 人 マレットゴルフ場（27 ホール）、グリーントリム</p>		

利用料金	1 宿泊施設					
	区分		金額			
	一般	25歳以上の者	1人1泊について 900円			
		25歳未満の者	1人1泊について 600円			
	小・中学生		1人1泊について 300円			
	2 キャンプ場					
	区分		金額			
	一般	25歳以上の者	1人1泊について 300円			
		25歳未満の者	1人1泊について 200円			
	小・中学生		1人1泊について 100円			
3 研修室及び体育館						
区分	金額					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで			
	研修室	1室について 300円	1室について 300円			
	体育館	900円	900円			
	(備考)宿泊を伴わない利用について適用する。					
開所日	休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。					
開所時間	午前9時から午後8時まで。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。					
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○松川ICから車で5分である。 ○松林に囲まれた豊かな自然環境のなかにある。 ○昭和53年開所のため老朽化が進んでいる。 ○近隣には、町営信州まつかわ温泉「清流園」や屋内スポーツ施設、テニスコートがある。 ○類似施設として国立信州高遠青少年自然の家（伊那市高遠）がある。 ○施設の老朽化に対して計画的な修繕に努めている。 					



2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成 21 年度	直営	

3. 指定管理者の状況

(1) 須坂青年の家

指定管理者	(株)フードサービスシンワ※	指定期間	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日 (3 年間)
選定方法	公募 (応募者数: 3)		

※(株)フードサービスシンワの概要

指定管理者	(株)フードサービスシンワ
資本金	10,000,000 円
所在地	南佐久郡小海町大字千代里 2392-1
設立年月日	昭和 44 年 6 月 27 日
代表者 (県との関係)	代表取締役 有坂康躬
役員、職員の状況	取締役 3 人、監査役 1 人、従業員 159 人
主な業務内容	食品製造加工・販売、宿泊施設の管理・運営、文化施設の管理・運営 他
長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務 (長野県の所管部署)	佐久創造館 (企画部生活文化課)

※ (株)フードサービスシンワの財務の状況

(単位：千円)

	前々年度 (20年5月31日)	前年度 (21年5月31日)	直近の年度 (22年5月31日)
売上高	968,815	910,851	1,024,072
税引後当期利益	5,132	2,295	820
総資産額	549,200	690,718	699,044
資本金額	10,000	10,000	10,000
純資産額	46,122	48,417	49,237

(2)松川青年の家

指定管理者	松川町※	指定期間	平成22年4月1日～ 平成25年3月31日（3年間）
選定方法	非公募		

※ 松川町の概要及び財務の状況は省略

4. 指定管理者が行う業務

- (1)施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2)青年の家の利用の許可に関する業務
- (3)青年の家の利用に係る料金に関する業務
- (4)青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの
- (5)前各号に掲げる業務に附帯する業務

5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

長野県の青年の家は、平成22年4月より指定管理者制度が導入されている。平成21年度以前（直営）の状況と平成22年度における監査実施時までの状況は「6. 監査の結果及び意見」で分析する。

6. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

- ① 指定管理者制度の導入に合理性があるか（指定管理料の算定）（両施設）
 （意見）

須坂青年の家と松川青年の家の平成21年度までの歳出の状況と平成22年度の指定管理料は以下のとおりとなっている。

表29 青年の家の平成18年度～21年度における歳出又は指定管理料の推移

（単位：千円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (指定管理料)
須坂青年の家	62,376	66,569	62,143	60,048	28,300
松川青年の家	53,668	54,152	54,327	50,788	27,000

指定管理者制度が導入された平成22年度においては、平成21年度までと比べて歳出額は大幅に減少している。その理由は、指定管理料の算出過程を見れば明らかになる。

平成22年度の須坂青年の家と松川青年の家の指定管理料の算出過程は次のようになっている。

表30 須坂青年の家における指定管理料の算出過程

（単位：千円）

	平成18年度 (A)	平成19年度 (B)	平成20年度 (C)	平均額 (A+B+C)/3	平成22年度 (指定管理料)
人件費	47,949	46,732	46,586	47,089	17,605
管理費	14,012	13,760	15,109	14,294	14,294
事業費	415	449	448	437	—
臨時経費	—	5,628	—	1,876	—
直接経費計	62,376	66,569	62,143	63,696	31,899
直接経費計税込				A	33,493
収入見込み				B	5,123
指定管理料概算額				A-B	28,300
指定管理料決定額					28,300

※指定管理料概算額とは、募集要項において、県が指定管理料の上限額として提示した額である。

表 31 松川青年の家における指定管理料の算出過程

(単位：千円)

	平成 18 年度 (A)	平成 19 年度 (B)	平成 20 年度 (C)	平均額 (A+B+C)/3	平成 22 年度 (指定管理料)
人件費	42,141	43,140	43,266	42,849	17,605
管理費	10,203	10,864	10,865	10,644	10,644
事業費	169	148	196	171	—
臨時経費	1,155	—	—	385	—
直接経費計	53,668	54,152	54,327	54,049	28,249
直接経費計税込				A	29,661
収入見込み				B	2,585
指定管理料概算額				A-B	27,000
指定管理料決定額					27,000

※指定管理料概算額とは、募集要項において、県が指定管理料の上限額として提示した額である。

須坂青年の家、松川青年の家とともに、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間の歳出額の平均額を算出し、これから利用料収入の見込み額を控除して指定管理料を算出している。利用料収入の見込額については、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間の利用者数の実績の平均に指定管理者制度導入後に徴収することとした利用料単価を乗じて算出している。

経費の削減については、人件費が須坂青年の家では、47,089 千円から 17,605 千円に、松川青年の家では 42,849 千円から 17,605 千円にそれぞれ大幅に減少している。人員の人数でみると、須坂青年の家では、8 人から 4 人に、松川青年の家では 7 人から 4 人に減少している。

人員を削減すれば人件費は減少するが、一方でサービスの質の低下の原因となる可能性もある。人件費の減少によりサービスの質の低下が生じていなかについては、今後とも注意していく必要がある。

人件費以外の管理費については、須坂青年の家、松川青年の家とともに、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間の歳出額の平均額が、指定管理者制度導入後もそのまま維持されるものとしている。その理由は、管理費は人件費に比べると大幅な削減は困難と考えているからである。また事業費及び臨時経費は、3 年間の実績では少額であるが指定管理料の計算には含まれていない。

以上から判断すると、経費の削減という面では指定管理者制度の導入は効果があったと考えられる。平成 22 年度以降については毎年前年度の指定管理料の 1%相当額の支出の削減が見込まれ、この額の指定管理料を削減するものとしている。これを表で示すと以下のとおりである。

表 32 指定管理料の推移(須坂青年の家)

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
支出（人件費+管理費）	33,493	33,493	33,493
収入（収入額-減免額）	5,123	5,123	5,123
節減額	—	△283	△280
指定管理料	28,300	28,000	27,700

表 33 指定管理料の推移(松川青年の家)

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
支出（人件費+管理費）	29,661	29,661	29,661
収入（収入額-減免額）	2,585	2,585	2,585
節減額	—	△270	△267
指定管理料	27,000	26,700	26,400

また須坂青年の家は開所 28 年、松川青年の家は開所 32 年を経過し、ともに老朽化が著しい状況である。修繕を要する箇所が多数あり、今後かなりの修繕費の発生が予想される。修繕費は基本協定書により 100 万円以上の場合は県の負担となっている。100 万円未満の修繕工事は指定管理料のうち修繕費として指定された金額から行われるが、精算の結果残金が生じたときは県に返納するものとされている。須坂青年の家、松川青年の家とともに設備、屋根や外壁等今後多額の支出が必要となる大規模修繕工事が行われる可能性が高い。県の負担となる 100 万円以上の修繕費の支出については、指定管理料の支出とは別途に発生するので注意が必要である。

② 県は「公の施設」としてのあり方や施設の必要性を検討しているか（両施設）（意見）

県は須坂青年の家及び松川青年の家については、条例中に定める設置規定に関わる一定の役割があるものと考えられているため、現状では廃止は考えていない。平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理期間である 3 年間は制度導入の効果を検証するとのスタンスである。施設の老朽化に対しては、修繕工事の実施により対応していく方針であり全面的な建て替えは検討していない。

須坂青年の家、松川青年の家とともに築後長期間を経過し、老朽化が進んでいる。今後修繕には多額の支出を要し、県の財政上の負担になると予想される。また県内には、県の施設である須坂青年の家及び松川青年の家の他に、

国の施設（国立信州高遠青少年自然の家）、市町村の青年の家及び少年自然の家（松本青年の家等）の類似施設がある。

当面は指定管理者制度導入の効果を検証することが重要であるが、中長期的には必要となる修繕の規模や他の類似施設の利用状況等を勘案して、再度施設のあり方を検討する必要がある。

③ 施設の管理やサービスの提供主体として県と市町村との役割が明確になっているか（松川青年の家）（意見）

須坂青年の家は、施設は県が所有し、指定管理者として民間企業（(株)フードサービスシンワ）が運営を行っている。松川青年の家は、施設は県が所有し、指定管理者として松川町が運営を行っている。県としては今後とも、ともに県の施設として維持していく方針である。

松川青年の家の利用者は、南信地区の利用者が多く、南信地区以外（東信、北信、中信）の利用者は少ない。一方、須坂青年の家では、北信地区の利用者が大半であり、北信地区以外の利用者はわずかである。両施設は相互に補い合っている状態である。また、松川青年の家は、県外（岐阜県、愛知県、静岡県等）の利用者があり、県としては県外からの利用もありうるものとしている。なお、県外の利用者については利用料金の減免はない。

現状では須坂青年の家、松川青年の家ともに県が施設を保有することについて疑問はない。しかし、今後特に松川青年の家では近隣に町の温泉施設等があり、それらの施設との連携した利用を目指している。町の施設と連携した利用が増えれば、町にとって青年の家を運営することのメリットが大きくなってくる。そのような状況になってきた場合、県が施設を所有する現在の形態が適切であるか否か見直す余地が生じるものと考えられる。

松川青年の家は老朽化が進み、多数の箇所において修繕が必要な状態である。松川町としてこのような状態で受け入れることは困難であり、現状では松川町に移管できる可能性はないといえる。しかし、中長期的には、松川町が青年の家を保有する形態も一つの選択肢として検討する余地がある。

④ 直営から指定管理者制度への移行は適切に行われているか（須坂青年の家）（指摘）

須坂青年の家の現地視察をしたところ、法令上使用できない焼却炉が指定管理者制度移行後も未処分のまま残っていた。また、食堂の外の野外タンクに使用できない古い調理用の油が貯蔵されたままとなっており、橋脚を撤去した際の木の切り屑や古タイヤ等の粗大ゴミも残っていた。今後これらの不要物、ゴミの処分が必要であり、処分費用が発生する。しかし、処分費用の負担につい

て、県と指定管理者のいずれが負担するか必ずしも明確にはなっていない。

不要物、ゴミの問題は、引継ぎ前の事前調査が足りなかつたため発生した問題である。引継ぎ前には事前調査を十分に行い、不要物の処分費用の負担等については県との間で合意し、処分の計画を立てておくことが望ましい。

基本協定書及び業務仕様書に引継ぎについての規定が置かれており、引継ぎ及び準備行為に要する費用は、すべて指定管理者として指定された者の負担とされている。前指定管理者が残した不要物、ゴミの処分費用は、次期指定管理者が負担する引継ぎ及び準備行為に要する費用に含まれるのか、必ずしも明確ではない。今後上記のような問題が生じることのないようにするためにには、自らが発生させた不要品、ゴミ等は処分して次期指定管理者に引き継ぐ等、管理業務仕様書上で明確にしておくことが望ましい。

(2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

① 指定管理者の選定方法等について（説明）

ア.須坂青年の家

（ア）公募期間・・・平成21年7月30日～9月10日

（イ）審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
教育次長（行政）	内部
教育総務課長	内部
文化財・生涯学習課長	内部
信州大学教育学部教授	外部（学識経験者）
長野県公民館運営協議会副会長	外部（社会教育関係者）

審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
経営基盤	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。	10
施設の運営方針・平等な利用の確保	・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに一致しているか。 ・地域住民及び関係機関・団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる内容となっているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。	10

審査基準	審査項目	配点
指定管理料	・提案額は上限額を下回っているか。 ・評点=配点×最低価格／応募価格	10
収支計画の内容	・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。	10
サービスの内容	・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	10
施設管理の内容	・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・環境に配慮した業務運営となっているか。 ・青年の家の機能を十分發揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。	20
青少年健全育成策の内容	・青少年の健全な育成に資する事業（自主事業・受入指導事業）の企画及び実施に関する計画が優れているか。 ・利用者の増加に向け、利用者ニーズを踏まえた魅力的な内容となっているか。	20
業務実績	・青年の家又はこれに類する施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。	10

選定結果

応募者名	合計得点
株)フードサービスシンワ	71.0
A	69.9
B	64.8

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結について

平成 21 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 21 年 12 月 14 日に管理者を指定している。その上で、指定管理者との間において、基本協定書及び年度協定書を平成 22 年 4 月 1 日に締結された。

イ.松川青年の家

(ア) 非公募

(イ) 審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

区分	役職
教育次長（行政）	内部
教育総務課長	内部
文化財・生涯学習課長	内部
信州大学教育学部教授	外部（学識経験者）
長野県公民館運営協議会副会長	外部（社会教育関係者）

審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 	10
施設の運営方針・平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか。 ・地域住民及び関係機関・団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる内容となっているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。 	10
指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・提案額は上限額を下回っているか。 ・評点=配点×最低価格／応募価格 	10
収支計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。 	10
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 	10
施設管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・環境に配慮した業務運営となっているか。 ・青年の家の機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。 	20
青少年健全育成策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な育成に資する事業（自主事業・受入指導事業）の企画及び実施に関する計画が優れているか。 ・利用者の増加に向け、利用者ニーズを踏まえた魅力的な内容となっているか。 	20
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・青年の家又はこれに類する施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。 	10

選定結果

応募者名	合計得点
松川町	82.0

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結について

平成 21 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 21 年 12 月 14 日に管理者を指定している。その上で、指定管理者との間において、基本協定書及び年度協定書を平成 22 年 4 月 1 日に締結された。

② 選定委員会の委員構成の見直しについて（意見）

指定管理者を選定する際に選定委員は、5 人中 3 人が県の内部委員となっている。選定過程における透明性、客観性の確保の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 施設の管理運営は妥当か（指定管理者制度導入後の利用状況について）（両施設）（意見）

長野県の青年の家は、平成 22 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。指定管理者制度が導入される前の平成 21 年度までの状況は次のとおりである。

表 34 青年の家の平成 18 年度～21 年度における利用状況の推移

（単位：人）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
須坂	日帰り研修人員	2,941	3,430	2,520	2,563
	宿泊研修延人員	17,922	18,088	15,035	15,152
	延利用人員	20,863	21,518	17,555	17,715
松川	日帰り研修人員	13,125	12,393	12,574	12,663
	宿泊研修延人員	9,345	8,724	6,971	6,627
	延利用人員	22,470	21,117	19,545	19,290

上記の表からわかるように、須坂青年の家及び松川青年の家とともに、指定管理者制度が導入される前の数年間においては、利用人員は減少傾向にある。次に、平成 22 年度における現在まで（平成 22 年 4 月より 10 月まで）の状況について前年度の状況と比較する。

表 35 青年の家の平成 22 年度における利用状況

（単位：人）

		平成 21 年度 (4 月～10 月)	平成 22 年度 (4 月～10 月)	増減
須坂	日帰り研修人員	2,262	883	△1,379
	宿泊研修延人員	10,709	12,445	1,736
	延利用人員	12,971	13,328	357

		平成 21 年度 (4 月～10 月)	平成 22 年度 (4 月～10 月)	増減
松川	日帰り研修人員	9,047	9,603	556
	宿泊研修延人員	5,469	5,421	△48
	延利用人員	14,516	15,024	508

上記の表を見ると、須坂青年の家については、日帰り研修人員が大幅に減少している。日帰り研修人員については、以前より利用者数の把握の方法が明確になっておらず、平成 21 年度以前と平成 22 年度とで集計方法が異なっている可能性がある。それが原因となって平成 22 年度における大幅な減少となって表れている可能性がある。一方宿泊研修延人員については、16.2% の増加となっている。

また、松川青年の家は、10 月までの実績を見ると、平成 22 年度は平成 21 年度に比して若干の増加となっている。

近年における利用者の減少傾向の原因としては、施設の老朽化や少子化の影響など様々な要因が考えられる。県としても、今後は日帰り研修人員の数などを正確な統計データの把握に努め、指定管理者とともに利用者の増加のためのより効果的な対策を検討することが望まれるところである。

② 利用料金は妥当な設定となっているか（両施設）（意見）

須坂青年の家及び松川青年の家の利用は、従来は無料であったが、平成 22 年度の指定管理者制度移行と一緒に利用料金を徴収することとされている。

利用料金制度の導入は、受益者負担の考え方に基づいている。それは、施設利用に必要な光熱水費、保守点検管理費等に係わる経費の受益者負担として利用料金を徴収するということである。実際の料金は、受益者負担の考え方を加えて、全国・近県の類似施設の利用料金を参考にして決定されている。

須坂青年の家及び松川青年の家において、平成 22 年 4 月以降 10 月までの利用状況では利用料金の有料化による利用者の減少は見られない。しかし、当面様子を見る必要があり、特に有料化した初年度となる今年度の年間収支には注意すべきである。

現在日帰りの場合のキャンプ場やマレットゴルフの利用については、利用料金は徴収していない。青年の家は宿泊施設としての位置付けであり、日帰り利用は元来想定していなかったため、条例上に規定がないからである。

県では、指定管理者制度移行と一緒に利用料金制度を導入する理由として、「公の施設を利用する対価として施設利用者から応分な負担を求める」としている。この利用者負担の考え方からすれば、日帰りについても利用料金を徴収すべきものと思われる。ただし、そのためには条例を改正する必要がある。

近年では、従来よりも交通事情が改善されており、また家計の支出節約の傾